

請願・陳情の提出方法と取扱いの変更について

目的

住民と議会間の手続における利便性の向上を図るとともに、多様な住民が議会に関わる機会を広げる。

背景

令和6年4月1日に施行された改正地方自治法により、地方議会に係る手続きのオンライン化が可能となったことをきっかけとして、請願・陳情の提出方法と取扱いの見直しを検討することとした。

経過

- 令和6年2月～
 - ・ 議会運営委員会で検討
- 令和6年11月25日
 - ・ 議会運営委員会で、請願・陳情の提出方法と取扱変更について決定し、会議規則と委員会条例の一部改正、同規則と同条例に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定、申し合わせ事項の一部改正の内容を確認
- 令和6年12月18日
 - ・ 本会議で会議規則、委員会条例の一部改正を可決
- 令和6年12月20日
 - ・ 改正した会議規則と委員会条例が施行され、請願・陳情の提出方法と取扱いを変更
 - ・ しまね電子申請サービスによる請願・陳情の受付開始

変更内容

- 請願・陳情の提出方法について、従来は持参か郵送のみ受け付けていたが、新たにオンライン申請として「しまね電子申請サービス」による提出ができることとした。
- 持参・郵送・オンラインといった提出方法の違いによらず、全ての請願・陳情を受け付け、審査することとした。
(ただし、浜田市議会陳情書取扱基準に該当した陳情は審査せず、議員への配付のみとする取扱いは変更なし)
※令和7年3月定例会議分から適用



浜田市議会ホームページ
(請願・陳情のオンライン提出)